

「コムストックローン約款」【コムストックローン・通信取引】一部改正新旧対照表

大阪証券金融株式会社

[実施日：平成 25 年 7 月 22 日]

(下線箇所は改正部分)

u003c/div>

新	旧
<p style="text-align: center;">「コムストックローン約款」 【新コムストックローン・通信取引】</p> <p style="text-align: right;">日本証券金融株式会社</p> <p>第 1 条（趣旨）</p> <p>1 この約款は、<u>日本証券金融株式会社</u>（以下「当社」といいます。）のコムストックローン・通信取引（以下「コムストックローン」といいます。）を利用されるお客様と当社との間の取引に関する事項を定めたものです。</p> <p>2 〔現行どおり〕</p> <p>第 2 条〔現行どおり〕</p> <p>第 3 条（担保）</p> <p>1～4 〔現行どおり〕</p> <p>5 お客様が担保として差し入れることができる有価証券は、国内の金融商品取引所に上場されている次の各号に掲げるもののうち、当社が適当と認めるものとします。ただし、<u>外国株式等</u>の外国証券は除きます。</p> <p>(1) <u>株式</u></p> <p>(2) 協同組織金融機関の発行する優先出資証券</p> <p>(3) 投資証券</p> <p>(4) 投資信託の受益証券</p> <p>(5) 受益証券発行信託の受益証券</p> <p>6～10 〔現行どおり〕</p>	<p style="text-align: center;">「コムストックローン約款」 【新コムストックローン・通信取引】</p> <p style="text-align: right;">大阪証券金融株式会社</p> <p>第 1 条（趣旨）</p> <p>1 この約款は、<u>大阪証券金融株式会社</u>（以下「当社」といいます。）のコムストックローン・通信取引（以下「コムストックローン」といいます。）を利用されるお客様と当社との間の取引に関する事項を定めたものです。</p> <p>2 〔 略 〕</p> <p>第 2 条〔 略 〕</p> <p>第 3 条（担保）</p> <p>1～4 〔 略 〕</p> <p>5 お客様が担保として差し入れることができる有価証券は、国内の金融商品取引所に上場されている次の各号に掲げるもののうち、当社が適当と認めるものとします。ただし、<u>外国株券等</u>の外国証券は除きます。</p> <p>(1) <u>株券</u></p> <p>(2) 協同組織金融機関の発行する優先出資証券</p> <p>(3) 投資証券</p> <p>(4) 投資信託の受益証券</p> <p>(5) 受益証券発行信託の受益証券</p> <p>6～10 〔 略 〕</p>

1/2

新	旧
<p>第4条～第14条〔現行どおり〕</p> <p>第15条（合意管轄） この約款に基づく諸取引に関して訴訟の必要を生じた場合には、当社本店および支店の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とします。</p> <p>第16条〔現行どおり〕</p> <p style="text-align: right;">以 上</p> <p>平成 25 年 7 月</p>	<p>第4条～第14条〔 略 〕</p> <p>第15条（合意管轄） この約款に基づく諸取引に関して訴訟の必要を生じた場合には、当社本店の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とします。</p> <p>第16条〔 略 〕</p> <p style="text-align: right;">以 上</p> <p>平成23年10月</p>